

〔備前老人物語〕一或は主人、或は貴人の御茶給る時は、中露地まで、つねのせきだにて参る、主人御出ありて、中露地のくゞりを開き給ひ、會釋し給ひて、くゞりを少々あしらい、ほそめにあけておき立入給ふべし、其時先後の辭退ありて、先にたつ人まづ中くゞり外のふみ石につくばい、くゞりの敷居に手をかけ、内々露地の體を見て、それよりあたらしきせきだをとり出し、右手にて内露地のふみ石になをしをき、扱敷居に手をかけ、越してせきだをはき、あとをかへりみ、まへのせきだをなをしをきて露地入する也、その次々に入る人みな同じ、その故は、主人の御手のかゝりたる敷居の上を、せきだはきながら、越まじきとの禮なりといへり。

〔明良洪範 二十三〕寛文九年、家綱公御手前ニテ、光國卿へ御茶ヲ下サル時、御相伴ハ井伊直澄ナリ、御自身則御茶ナレバ、相公モ掃部ヘト讓ラル、事モナラズ、サレドモ大服ナレバ引兼給ヒシ故、掃部頭カ、ル御坐ニ列ナリ奉ラズバ、争テ御茶ヲ拜領申スベキ、御殘リヲト乞ハレシカバ、相公御挨拶アリテ、御氣色ヲ窺ハレケルニ、掃部ニモト上意有テ、則下シ給ヒケル、掃部頭タベ仕舞、端香ヲ相公聞シ召レ、掃部頭受取テ是ヲ頂戴シ、直ニ懷中有テ退出セラレケル、翌日直澄水戸家へ参ラレケレバ、光國卿宣ヒケルハ、扱モ昨日ノ御茶碗ヲ自分拜領申サント存レドモ、大服ナル故ニ引兼テ居タル所ニ心付テ、大慶ナリト仰セラレシ、公方家ノ御手前ニテ、ノ茶碗ヲバ、返シ上申サヌ事、古キ傳有事也。